

ジャパン・ポップカルチャー・フェスティバル 2026

4コマ漫画コンペティション

コンペティション応募条件

AnimeGO! ジャパン・ポップカルチャー・フェスティバルは、オーストラリアにおける日本のポップカルチャーの普及と称賛を目的としています。日本の漫画が世界的な現象となっていることを踏まえ、日豪友好協会では、4コマ漫画コンペティションを通じて、このことを祝福したいと考えています。毎年、日本の文化的な学習と理解を促進するためテーマが導入されます。コンペティションの焦点は、テーマの盛り込みと全体的なクオリティーに当てられます。絵を描くことやストーリーテリングが好きな皆さんからの応募をお待ちしています。

今年のテーマは「義理・人情」です。「妖怪」とは、個人の社会に対する義務（義理）と、個人的な欲望や感情、性質（人情）を意味する言葉です。日本文化では、この二つの考え方が、人生の決断をする際の考え方を形作っています。以下は、オリジナル4コマ漫画に応募するために必要なガイドラインと、応募条件です。すべての指示を注意深く読み、それに従うようにしてください。

応募必須条件

1. 文化テーマである「妖怪」に何らかの形で触れるものであり、4コマ漫画の中で目に見える形で触れている漫画作品であること。
2. 伝統的な1ページの（四つのパネルで構成される）4コマ漫画であること。
3. AnimeGo! ジャパン・ポップカルチャー・フェスティバル2026のために特別に制作された漫画作品であること
4. 英語または日本語（英訳付き）で描かれた漫画作品であること。
5. 応募作品はカラーまたはモノクロでも可。
6. AnimeGo! ジャパン・ポップカルチャー・フェスティバル2026で初めて一般公開される漫画作品であること。

7. 漫画とストーリーはオリジナル作品であること。著作権やファンダムに関わる作品は不可。
8. 露骨な表現や不適切な表現が含まれていない漫画作品であること。
9. 本要項に記載されている技術仕様に準拠する漫画作品であること。
10. 応募作品は締切日である**2026年9月22日23時59分（オーストラリア中部標準時）**までに、応募フォームからオンライン（pdf形式）で応募するか、指定の私書箱（PO Box）まで送付されること。

作品応募方法

1. **AnimeGO!** ジャパン・ポップカルチャー・フェスティバルの公式ウェブサイト（<https://www.animego.com.au/mangacompetition>）にアクセスしてください。
2. 「Register（登録）」ボタンをクリックし、登録フォームを熟読し、必要事項を記入してください。**登録の締め切りは2026年9月14日20時59分（オーストラリア中部標準時）**です。
3. 登録フォームの利用規約に同意してください。
4. 上記手続き完了後に、今年のコンペティションへの作品応募に必要な応募申請IDが記載された確認メールが送付されます。**その応募申請IDを無くさないように大切に保管してください。**
5. 応募漫画作品が、本作品応募ガイドラインが定めるすべての仕様を満たすものであることを確認してください。
6. 応募漫画作品は、[応募申請ID### - 漫画作品名] フォーマットで、応募申請IDと応募提出フォームに記載した漫画作品名からなる名前でアップロード、または郵送してください。
7. 作品応募登録者には、作品提出締切日までに、応募作品のアップロード、または郵送方法を記載したメールが送付されます。
8. 応募用作品の提出が無事に完了した場合、日豪友好協会（JAFA）より**72時間以内**に確認メールが送付されます。

注意事項：AnimeGO!ジャパン・ポップカルチャー・フェスティバル4コマ漫画コンペティションにオンラインで応募の作品は、決められたフォーマットで応募される必要があります。郵送で応募の作品は、物理的に印刷された形式でなければならず、CDやDVD、ブルーレイ、USB、その他のデバイス形式で提出されたものは受理されません。応募作品を郵送する場

合、締切日以降に届いた応募作品は受理されないため、作品が締切日までに到着するよう、余裕を持って郵送するようにしてください。

漫画作品の応募に関してご質問や問題がある場合には、competition@animego.com.auまでメールでご連絡ください。

応募漫画作品の返却や郵送料の返金はできませんので、応募作品はすべてスキャンしてバックアップしておくことを強くお勧めします。

4 コマ漫画の仕様

以下の内容は、AnimeGO!ジャパン・ポップカルチャー・フェスティバル主催者の判断により、失格となる場合があります。

- 過度に性的または暴力的なコンテンツ
- 過度な言語表現（罵り言葉等）
- 日豪友好協会（Jafa）の価値観に反する過激な政治的見解を扱うもの
- 作品クリエイター（応募者の貴方）が有していない著作物やファンダム素材は不可

非英語内容には英訳をつけること

コンテナ：PDF（オンライン応募の場合）

デジタル応募仕様

デジタルでの応募はすべてPDFフォーマットによるものとし、A3（3508×4961ピクセル / 297×420 mm）以上、300 dpiとし、（可能な限り）CMYK形式とする。

印刷物応募仕様

印刷物での応募はすべてA4以上とし、可能な限りA3とする。

すべての応募作品には、漫画とテーマについての関連性の簡単な説明を加えてください。

漫画作品失格要件

1. 応募提出作品に、応募提出フォームに記載したものと同一応募申請IDと漫画作品名がなく、要件を満たしていない場合
2. 5人を超えるグループにより応募された漫画作品
3. 4つのパネルからなる1ページで構成されていない漫画作品
4. 「義理・人情」という文化テーマがいかなる方法においても含まれていない漫画作品

5. 2026年9月22日23時59分（オーストラリア中部標準時）までに、オンラインで応募されなかった漫画作品、または指定の私書箱（PO BOX）に届くよう相当の時間的余裕を持って郵送されなかった漫画作品
6. AnimeGO! ジャパン・ポップカルチャー・フェスティバル2024以外の場所で展示、または公的に公開されたことがある漫画作品
7. 作品クリエイターが応募条件に同意していない作品
8. 本作品応募ガイドラインおよび応募ウェブサイト上に定められた指示に従わずにオンラインで提出された漫画作品
9. 作品クリエイターが他のサイトや団体、組織に既に頒布したことがある漫画作品

AnimeGO! ジャパン・ポップカルチャー・フェスティバル

4コマ漫画コンペティション応募条件

1. エントリー

AnimeGO! ジャパン・ポップカルチャー・フェスティバルは、日豪友好協会（JAFA）、オーストラリア・ビジネス・ナンバー：59 624 182 698、住所：PO Box 582, Fullarton, SA 5063が企画・運営するフェスティバルである。

AnimeGO! ジャパン・ポップカルチャー・フェスティバルの4コマ漫画コンペティションに応募するクリエイターは、下記の事項に従わなければならない。

- 公式ウェブサイト<https://www.animego.com.au/mangacompetition> で応募提出フォームを完了すること
- 公式ウェブサイト<https://www.animego.com.au/mangacompetition> のアップロードセクションに記載されている指示に従って、2026年9月22日23時59分（オーストラリア中部標準時）（締切時間）までに応募漫画作品をアップロード、または郵送すること

JAFAは、応募提出フォームや漫画作品のアップロードに関する誤り、破損、遅延等については一切の責任を負わず、またこのようなマテリアルを考慮する義務を負わないものとする。

応募が郵送でなされる場合、締切期限を過ぎた作品は受け付けられないため、締切期限前までに届くよう時間的余裕を持たせるようにすること。

応募は、14歳以上のオーストラリア在住者であれば誰でも参加できるが、18歳未満による応募提出については、親または保護者による書面による許可と一緒に提出されなければならない。応募参加者は、個人またはグループで参加することができる。グループの場合、2名以上、5名以下でなければならない。5名を超えるグループからの応募があった場合、その応募

は失格となる。グループで応募に参加する者は、個人で作品に応募することができるが、その場合の応募作品はAmimeGO!ジャパン・ポップカルチャー・フェスティバル2024のガイドラインと応募条件が定める要件を満たす、まったく異なる漫画作品でなければならない。

JAJAの職員、被雇用者やその全家族は、本コンペティションに応募する資格を有さないものとする。

2. 拘束契約

クリエイターは、応募提出フォームに必要事項を記載し、漫画作品をウェブサイトまたは郵送で提出することにより、4コマ漫画コンペティションに正式に応募し、応募条件に含まれる条件およびAmimeGO!ジャパン・ポップカルチャー・フェスティバル応募ガイドラインに含まれる情報と指示（以下、これらを総称して応募要件とする）を受諾したものとする。これにより、JAJAとクリエイターの間に、これらの応募条件とその他一切の応募要件を含む法的拘束力を有する契約（以下、本契約とする）が自動的に形成されるものとする。

3. 審査

JAJAは4コマ漫画コンペティションに応募された漫画作品の審査を行う審査委員会を任命する。本審査委員会は、作品締切期限までに公式ウェブサイトで発表される業界関係者で構成される。本委員会の審査員は、2026年9月20日から10月13日の間に、提出作品を確認し、審査を行うものとする。審査員は、全応募要件を満たす優れた20の漫画作品（上位20応募作品）を決定し、4コマ漫画コンペティションの優勝者となる最優秀漫画作品を決定する。優勝者は、AmimeGo!ジャパン・ポップカルチャー・フェスティバル2024の授賞式場で発表される。上位20応募作品および優勝者は、審査委員会が定めた審査基準に基づいて決定される。審査委員会は、文化テーマの使用と独創性、ストーリーテリング、キャラクターデザイン、漫画の画力およびスタイルからなるカテゴリーを考慮することが求められる。

文化的言及がなされた証拠がない漫画作品については、失格となる。

審査委員会の決定は最終的なものであり、決定に関するいかなる連絡も許されないものとする。

上位20応募作品は、AmimeGo!ジャパン・ポップカルチャー・フェスティバル2024、またはJAJAによって定められた別の日に展示されるものとする。これらの漫画作品クリエイターには、審査委員会の決定から12日以内に、委員会の決定を知らせる連絡がなされる。上位応募20作品はAmimeGo!ジャパン・ポップカルチャー・フェスティバル開催中、または開催後に実施、発表される一般投票にかけられる場合がある。その場合には、コンペティションのプラットフォームや賞品等、必要な詳細が決定し次第、クリエイターに情報が提供される。

JAFJAは、漫画作品がすべての条件を満たしていないと合理的に考えられる場合、または当該漫画作品のクリエイターが、本契約により定められた応募条件に違反もしくは保証、表明を遵守していないと考えられる場合には、本4コマ漫画コンペティションからいつでも（たとえ上位20応募作品、または優勝者に選出された後でも）、あらゆる漫画作品を4コマ漫画コンペティションから排除する権利を有する。

4. 賞品

コンペティションの優勝者には、賞金300豪ドルとスポンサー賞品パックが授与される。賞品はAnimeGO!ジャパン・ポップカルチャー・フェスティバルの授賞式場で、授与される。準優勝者には、スポンサー賞品パックが授与される。すべての賞金は、フェスティバル終了後に、指定の銀行口座に直接振り込まれる。

優勝者が2名以上からなるグループの場合、当該グループは賞品を受け取る1名を指名しなければならず、JAFJAはその1名に賞品を授与する。賞品の価値は、JAFJAに伝えることなく、グループ内で決定した方法に従い共有することができる。

優勝者が18歳未満の場合には、賞品は、上記の第1条に従い、JAFJAに提出された書面による許可に明記された親、親権者、または法的後見人に授与される。

現金以外の賞品については現金への譲渡、交換、換金はできない。優勝者は、賞品を受領することにより、賞品の使用条件および賞品提供者の要件に従わなければならない。

5. 一般的な表明および保証

クリエイターは、JAFJAに対し以下を保証し、表明する。

- a) クリエイターは、本応募条件を受諾し、JAFJAと本契約を締結する絶対的な権利と権限を有すること。
- b) クリエイターによって提出された漫画（以下、応募漫画作品とする）は（作品応募フォームに特定の記載がない限り）クリエイターが単独で制作したものであること。
- c) 応募漫画作品が応募要件を満たしていること。
- d) 応募漫画作品が、AnimeGo!フェスティバル以外の場（オンラインまたはその他）で公開または放映されたことがないこと。
- e) クリエイターは、応募漫画作品に含まれるかフィーチャーされる、もしくはその応募漫画作品のベースをなすすべての場所の使用と表示、すべての第三者の素材とその他の第三者のサービスの結果を複製し、利用するためのすべての許可、ライセンス、同意を得ていること。
- f) クリエイターが提出した応募提出フォームは、すべての点において、完全、真実かつ正確であること。

g) 応募漫画作品には、違法、詐欺的な内容、または知的財産権、プライバシー、パブリシティ権、その他の権利を侵害する可能性のある内容、または中傷的、猥褻、軽蔑的、ポルノグラフィック、性的に不適切、暴力、人種や宗教・出自・性別に関して不快な内容、15歳未満の子どもにふさわしくない内容、または一般放映に適さない、いかなる内容も含んでいないこと。

h) 応募漫画作品はいかなる申し立てや訴訟の脅威、いかなる正式な規制措置の対象にもなっていないこと。

6. 知的財産権

クリエイターは、応募提出フォームに記載されたすべての素材と応募漫画作品を含め、ウェブサイトで提出された素材を提出するために必要なすべての権利、権原、利益、ライセンス、許可および権限をすべての第三者（作家および著作権の権利者を含む）から取得していることをJAF Aに対し、表明し保証する。クリエイターはまた、JAF Aに対し、以下の事項についてさらに表明し、保証する。

a) 応募漫画作品の知的財産権は、本契約においてJAF Aに付与された権利を除き、そのすべてまたは一部においても、他に譲渡、ライセンスされておらず、またその他のいかなる権利付与の対象でもない。

b) クリエイターは、JAF Aが本契約において付与された権利を行使するにあたり必要となるすべてのライセンス、同意、許可、解除を取得しており、かつ、下記の事項について、権利、許可、ライセンスおよび同意を、無制限に有するか、または取得している。

(i) クリエイターは、応募漫画作品の制作に貢献したすべての作者やアーティストを含む各個人またはその他の組織（以下、貢献者とする）から、応募漫画作品に対する各貢献者のサービスまたはその他の貢献の結果もたらされた著作物やその他の主題（以下、貢献者マテリアルとする）を使用するための書面による完全なライセンスと同意を得ており、JAF Aとその譲渡人およびライセンシーは、貢献者マテリアルをあらゆる方法や文脈においても、編集・変更・複製する権利を含むが、これに限定されない、本契約で付与されたすべての権利を行使することができる。

(ii) クリエイターは、JAF Aとその譲渡人およびライセンシーが、本契約で付与されているすべての権利を行使するために必要とする、応募漫画作品を構成する漫画やストーリーに関する一切の権利を有するか、またはそのために必要とされるすべてのライセンス、同意、許可を得ている。

(iii) クリエイターは、応募漫画作品に登場する各キャラクターから、漫画作品が一般に展示され、また世界各国で放映されるか、世界中に頒布される可能性があることを理解した上で、その応募漫画作品に登場する書面による同意を得ている。

7. JAJAに対するライセンス

a) クリエイターは、JAJAとその譲渡人およびライセンシーに対し、JAJAに提供された応募漫画作品とその他の素材を含むすべての情報、データ、作品、その他の主題（以下、総称して提出資料とする）を、あらゆる方法で複製、送信、変更、翻案、放送、展示、出版、翻訳、派生物の作成、頒布、サブライセンス、使用するための、独占的、ロイヤリティフリー、世界的、送信可能、永続的、かつ取り消し不能なライセンスを付与する。

b) 前項7条(a)に規定の、JAJAとその譲渡人およびライセンシーに付与されたライセンス（以下、ライセンスとする）は、AnimeGo! ジャパン・ポップカルチャー・フェスティバル2024が終了するまで独占排他的に存続し、その後は、クリエイターが適切と考える方法で作品を頒布することができる。

c) クリエイターは、ライセンスには、JAJAとライセンシーおよびその譲渡人が、AnimeGO! ジャパン・ポップカルチャー・フェスティバルでの展示、オンライン配信、または世界のあらゆる場所でその他の方法において、JAJAが適切と考えるあらゆる方法で、応募漫画作品を編集、翻訳する権利が含まれることに同意する。

8. パブリシティ

クリエイターは、AnimeGO! ジャパン・ポップカルチャー・フェスティバルおよびそれ以降のフェスティバルや関連イベントにおけるパブリシティ活動において、JAJAとその譲渡人およびライセンシーが、いかなる報酬の支払いまたは追加的な許可や同意を求められることなく、クリエイターの氏名、肖像、経歴を使用できることに同意する。クリエイターは、応募漫画作品に関わる各貢献者および貢献するその他の個人に対して、JAJAがかかる権利を有し、行使できることを示す書面による同意を、各当該個人から得ていることを保証し、表明する。

9. 著作者人格権

「著作者人格権」は、1968年著作権法第IX編（Cth）、または全世界の司法管轄権における類似の法律に基づき、この表現に与えられた意味を有している。

クリエイターは：

a) JAJA、その譲渡人およびライセンシーが、応募漫画作品を含むクリエイターの著作物またはその他の主題に、編集、変更、追加を行い、帰属の明示の有無にかかわらず、当該のマテ

リアルを使用すること等を行い、クリエイターのあらゆる著作権人格権を侵害する可能性がある行為を行うこと、または行わないことに同意し、またJAFa、その譲渡人およびライセンサーによるこれらの行為が、いかなる方法や文脈においても、永続的に全世界で行われることに同意する。また、

b)クリエイターが、JAFa、その譲渡人およびライセンサーが、貢献者のあらゆる著作権人格権を、貢献者マテリアルを編集、変更、追加すること等によって侵害する可能性のある行為を行うこと、または行わないことについて、各貢献者による書面による同意を得ていること、また与えられた同意は1986年著作権法（Cth）で認められている最大限の範囲であることを保証し、表明する。

10. JAFaのその他の権利

JAFaは、その単独裁量権に基づき、応募要件を満たしていないと信じるに足る根拠がある場合、応募漫画作品を、AnimeGO! ジャパン・ポップカルチャー・フェスティバルから失格することができる。

JAFaは、いかなる時にも、AnimeGO! 4コマ漫画コンペティションへのすべての応募提出物およびクリエイターの詳細（クリエイターの身元、年齢、住所を含む）の正当性を検証する権利を有する。JAFaは、その裁量権に基づき、誤りや不備に応じることができる。JAFaが、どの段階においてもそのいずれかの権利を行使しない場合でも、かかる権利を放棄するものではない。

11. クレジット

漫画作品がAnimeGO! ジャパン・ポップカルチャー・フェスティバルで展示される上位20応募作品に選ばれた場合、応募条件の下、クリエイターがJAFaに付与する権利に限定することなく、当該応募漫画作品のクリエイターは、クリエイターまたはクリエイターの譲渡人、ライセンサー、後任者が、本フェスティバル後の将来に頒布する当該漫画作品のすべての複製上に、JAFaが合理的に指定する形で、JAFaをクレジット表記するようしなければならない。

12. クリエイターによる補償

クリエイターは、下記の理由または下記に関連した理由により生じる、すべての損害賠償、負債、損失、費用、支出、義務、要求（訴訟費用および「弁護士/クライアント」ベースの支出費用を含むがこれに限定されない）について、JAFaを完全かつ効果的に補償し、JAFaに害を与えないようにしなければならない。

a)クリエイターが応募条件に定められた義務に従わない場合、および

b) クリエイターが、応募条件の第5条、6条および9条が定める表明および保証を含むがこれに限定されない、表明および保証に違反した場合。

13. 譲渡および更改

JAFaは、応募条件に定められたJAFaの権利および義務の一部またはすべてを、第三者に譲渡または更改する権利を有する。クリエイターは、応募条件に定められた権利および義務の一部またはすべてを、譲渡または更改することはできず、かかるいかなる権利および義務の譲渡の企図も無効とする。

14. その他の措置

クリエイターは、応募条件によってJAFaに付与されたすべての権利を、JAFaが十分に行使できるように、本応募条件の条項に効力を与えることを目的とし、JAFaが合理的に求めるすべての追加的文書の執行および一切の物事の実行を行うことに合意する。これらには、応募漫画作品またはそれに関わる著作権およびその他の知的財産権の両方、またはそのいずれかを登録および保護するために必要とされる文書の執行が含まれるが、これに限られない。

15. 制限

JAFaによる本契約の違反または違反が疑われる場合、クリエイターの唯一の救済は、もしあるとすれば、法律上の訴訟による金銭的損害を回復する権利に限定され、クリエイターはいかなる場合においても、本契約の解除または差し止めやその他の衡平法上の救済を含むがこれに限定されない、いかなるその他の救済を求めたり取得したりする権利も有さない。

16. 裁判管轄権

応募条件により作成された本契約は、オーストラリア、南オーストラリア州で作成され、南オーストラリア州裁判所の非専属裁判管轄権に準拠する。

17. 解釈

本文書における解釈では：

- a) 人の記載がある場合、法人またはその他の法的組織が含まれる。
- b) 単数による記載は、複数も含み、その逆も同様とする。
- c) 「含まれる」および「含む」の表現が使用されている場合、それに先行する言葉のみに限定されるものではない。
- d) 応募条件は、**2026年9月22日**の作品提出期限前に変更することがある。

付属書A – 用語解説

「妖怪」 *this needs to be written in*

Note: This Agreement is made in English and translated into Japanese. The English text is the original and the Japanese text is for reference purposes. If there is any conflict or inconsistency between these two texts, the English text shall prevail.

注意事項：本契約は、英語で作成され、日本語に翻訳される。英文版が正本であり、日本語版は参考として作成される。これら両言語版の間に矛盾抵触がある場合、英文版が優先する。